

2025 年 9 月 29 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ブ イ キ ュ ー ブ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 間 下 直 晃
(コード番号：3681 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 山 本 一 輝
(TEL. 03-6625-5011)

今後の上場維持に関する当社の状況に関するお知らせ

今後の上場維持に関する当社の状況につきまして、下記のとおりお知らせいたします。
なお、現時点で今後の上場維持に関する決定事項はございません。

記

1. 市場区分の変更基準に係る見直しについて

東京証券取引所より 2025 年 9 月 26 日付で公表された下記の制度要綱において、2025 年 12 月を目途に、プライム市場からスタンダード市場への市場区分の変更に際して利益の額に関する形式要件（最近 1 年間における利益の額が 1 億円以上）は適用しないことに変更されることが公表されました。

制度要綱「グロース市場の上場維持基準の見直し等について」

1. グロース市場の上場維持基準等の見直し

(2) スタンダード市場への市場区分の変更基準に係る見直し

<https://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/um3qrc0000023zbe-att/um3qrc0000023zdt.pdf>

2. 今後の見通し

当社は引き続きプライム市場への上場維持に向けて取り組んでまいります。

なお、上場維持基準に関する当社の経過措置期間は 2025 年 12 月 31 日をもって終了いたします。このため、同日までに本来の上場維持基準に適合しない場合は、原則として 1 年間（2026 年 12 月 31 日まで）の改善期間に入ることとなります。

また、スタンダード市場への市場区分変更における形式要件につきましては、今回の制度変更により利益の額の基準は適用しないこととされる予定です。これにより、直近の 2024 年 12 月 31 日時点で当社が形式要件を満たせなかった要因は解消されます。同様に形式要件を満たせなかった純資産基準の充足に加え、上場企業としての適格性を問う実質基準の審査も行われます。なお、純資産基準については、当社は 2025 年 3 月末以降、連結純資産額が正の状態を継続しております。

つきましては、今後もプライム市場の上場維持基準を経過措置後の最終期限までに適合すべく、あらゆる施策を講じてまいります。その一方で、基準への適合が困難と判断される場合に備え、スタンダード市場への移行申請時に円滑に実質審査に対応するための調査・準備も並行して進めてまいります所存です。

投資家の皆様におかれましては、引き続きご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以 上